

・ Q&A

Q1. 【訪問頻度】2週間に1回の根拠はなんですか。

- ・（A）障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（こども家庭庁）のP18を根拠としています。しかし、必ずしも2週間に1回などと機械的に行うのではなく、こどもや訪問先機関の状況等に応じて柔軟に対応していく必要があります。

Q2. 【訪問時間】必ず1時間半以上の訪問が必要ですか。

- ・（A）想定している訪問時間は、こどもへの直接支援と訪問先職員への間接支援を合わせた時間です。訪問先職員へのカンファレンスはオンラインの活用も可能です。
- ・ 給付費の算定が可能となる訪問時間は、30分以上となりますが、いずれにしても必要な支援が十分確保できる時間設定をお願いします。

Q3. 【訪問支援の内容】本人に働きかけるのはどのような場面で行うのでしょうか。

- ・（A）「こども本人に対する支援」は、訪問先機関に引き継がれていくものです。そのため、訪問先機関における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行うことが必要です。

Q4. 【訪問支援の内容】訪問先職員や環境への間接支援について「いつ」、「どこで」、助言を行うのでしょうか。

- ・（A）助言をする時間帯や場所に特別な定めはありませんので、訪問先機関の意向を踏まえた時間帯（保育所であれば、こどもの午睡の時間帯、学校では授業後や放課後の時間帯など）や場所で行ってください。報告の際も同様です。

Q5. サービス担当者会議や個別支援会議の頻度はどのくらいでしょうか。また、訪問先機関へ会議の内容を知らせても良いでしょうか。

- ・（A）個別支援計画の見直しに係る会議は少なくとも6月に1回以上必要となります。その他の各種会議の開催頻度については、特別な定めはありません。必要に応じて行ってください。また、会議の内容については、訪問先機関へ報告していただいても構いません。都合が合えば、実際に訪問先機関の職員の方を招集するなどにより会議を行い、本人や保護者、訪問支援事業所、訪問先機関のニーズに乖離がないよう確認してください。

Q6. 保育所等訪問支援計画の様式はありますか。

- ・（A）特に様式等はありません。保育所等訪問支援ガイドライン（こども家庭庁）のP20「2.保育所等訪問支援計画の作成の流れ」に沿って作成してください。

Q7. 保育所等訪問支援を終了する目安等がありますか。

- ・（A）終了する目安は、状況によって異なります。当初設定した目標が達成された場合や転園・転校等により、現在通っている保育所等へ通うことがなくなった場合などが想定されます。必要な場合にのみ支援を行ってください。

Q8. 一度にまとめて日程調整をしても良いですか。

- ・（A）まとめて調整していただいて構いませんが、こどもや保護者、訪問先機関のニーズ・状況に合わせた、支援が必要な日付や時間帯に訪問してください。

Q9. 必ず文書で日程調整をする必要がありますか。

- ・（A）必ずしも文書での日程調整をする必要はありませんが、訪問先機関によっては、文書が必要な場合もあります。訪問先機関の状況に合わせた対応をお願いします。